

令和5年第22回教育委員会定例会
(11月14日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和5年11月14日（火）午後2時03分から午後3時38分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	神田しげみ
委 員	高森 大乘

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	横倉 亨
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	清水 良登
放課後対策担当課長	小野田 登
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	工藤 哲士
生涯学習推進担当部長	三瓶 共洋
生涯学習課長	久木田太郎
スポーツ振興課長	村松 克尚
中央図書館長	大塚美奈子

○日 程

日程第1 議案審議

第45号議案 令和5年度東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第46号議案 東京都台東区こどもクラブ条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第47号議案 保育所及び子ども家庭支援センターの指定管理者の指定についての意見聴取について

第48号議案 保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について

第49号議案 台東育英小学校及び育英幼稚園用什器の買入れについての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 田原小学校及び田原幼稚園の大規模改修について

(2) 学務課

イ 東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者候補者の選定結果について

ウ 東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者候補者の選定結果について

エ 区立中学校選択制度の最終選択状況について

(3) スポーツ振興課

オ 清島温水プールの休館について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

イ 令和6年度区立幼稚園及び認定こども園(短時間保育)の申込状況について

(3) 指導課

ウ 令和4年度 不登校児童・生徒数について

エ 令和4年度 いじめの認知件数について

3 その他

午後2時03分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和5年第22回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、神田委員にお願いいたします。

また、垣内委員及び浦井委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方につきましては、許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について、私から申し上げます。本日の議題には、傍聴にはなじまない、議会報告前の案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、議会報告前の教育長案件については、傍聴人退出後に聴取いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(2) 放課後対策担当 イ

○佐藤教育長 それでは日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○佐藤教育長 それでは、報告事項の(1)庶務課のア、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、10月分でございます。資料の6をご覧ください。

まず、スポーツ振興課取扱分が1件でございます。件名1、清島温水プールについてでございます。要旨です。泳ぎに行きたいと思う時間帯が毎週「貸切」や「子供専用」となっており、利用できない。一般利用を制限する枠があること自体は悪いとは思わないが、せめて同一曜日・同一時間帯の一般利用制限は月に2度までにするなどのルールを設けて、多くの区民が平等に利用できるように改善してほしい、というご意見をいただいております。

続きまして、中央図書館取扱分が1件でございます。件名2、中央図書館の閲覧席の利用時間についてです。要旨です。中央図書館の閲覧席の利用時間は、1日3時間までで延長ができない旨の注意書きがあったが、3時間を超えて利用したい。閲覧席が100%埋まっている状況は見たことがない。空席があるにもかかわらず、区民の公平性を担保するあまり、施設の稼働率が低下してしまうのは、本末転倒だと思う。区民が多く、効率よく施設利用できるよう工夫してほしい、というご意見でございます。

いただいた質問について、回答が必要なものにつきましては、記載のとおり回答をして

ございます。

本件につきまして、報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 1件目の清島温水プールの件ですが、いろいろ使いたいというお話が毎回出ているように思います。今回は回答を要しない案件ではありますがけれども、どこかで皆さんの要望を聞いて努力をしているといったことが公開できないものなののでしょうか。

以上です。

○スポーツ振興課長 今回ご意見いただきました、固定で利用というか、決まった曜日が使えない状況になっているということに関しましては、団体のお申込みがあったときには、なかなかこれを動かすということは難しいんですけれども、指定管理者の事業であったり、あとは区で実施している親子の時間というものは、多少融通が利きますので、今の現状の活用状況を見ながら、今検討を進めているところでございます。

なので、そこが分かり次第、早急に対応を図っていくということを考えているところでございます。

○神田委員 細かく見ればいろいろな要望があって、貸切りの場合は同じ曜日じゃなければいけないなどはあると思いますけれど、すぐにはできない場合もあるかもしれませんけれども、そういった声を基にいろいろ努力をしていることを、どこかで早めに知らせてあげれば、納得する人もいるのではないかと考えます。

○高森委員 中央図書館取扱分の件名の2番について。一応、中央図書館は利用制限、1日3時間までというふうに指定されているようなんですけれども、これは、チェック機能はどうなっているのでしょうか。カードで入って、そこで何か自動的に利用開始した時間が分かって、3時間を超えた人に対しては声かけをしているのでしょうか。それとも、自発的に出て行っていただく。こういった形で対応されているのでしょうか。

○中央図書館長 中央図書館の閲覧席においては、利用者カードをまずカウンターで提示をして、あなたはこちらの番号ですというところで、番号カードを渡します。そこにあなたは何時から何時までですということ記載をして、自主的に返還をしていただくというようなシステムになります。

○高森委員 自主的な返還に応じなかった場合はどういうふうに対応されているのでしょうか。

○中央図書館長 その場内は、簡単にお声かけをさせていただきます。

○高森委員 ちなみに、1か月あたりに3時間ぎりぎりまで使われている方の割合というのはどのくらいいらっしゃいますか。

○中央図書館長 割合は、大変申し訳ございません、データでは取ってはございませんが、閲覧席自体は平日でも大体6割、7割くらいは埋まっている状況でございます。土日につきましては大体、ほぼ埋まっているというような状況です。

○高森委員 非常に利用者が多いというところで、中央図書館は特に施設のにもいいです

し、蔵書の多さもあるので、そういったことで利用者が多いのはよく分かりますし、当然、多分3時間では調べものだとかが済まない方もいらっしゃると思います。貸出できる本があれば、貸出の対応を取っていただいております。お持ちになっていただくこともできるでしょうし、様々な方法があると思うので、この回答の内容はこれでよろしいと思いますが、その後のケアの部分、少しまたいろいろな方策を考えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 その他、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアにつきましては、報告どおり了承をお願いいたします。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより議会報告前の案件について聴取いたしたいと思います。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

〈日程第1 議案審議〉

第45号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

初めに、第45号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の協議事項、庶務課のアについても、一括して議題といたします。

それでは、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第45号議案の審議の前に、関連いたします協議事項、(1) 庶務課のア、田原小学校及び田原幼稚園大規模改修について、説明をいたします。

本件は、当該小学校幼稚園の大規模改修の工期の変更について審議いただくものでございます。まず、資料1をご覧ください。

項番1、概要です。田原小学校及び田原幼稚園の大規模改修に伴う仮設校舎借上については、当初、本年度中の仮設校舎の借上げ契約を実施し、建築を進める計画でしたが、「監理者の不在」「契約期間内の引渡しが困難」等の理由により入札が不調となりました。このため、大規模改修計画の見直しを行い、工期の変更を行うものでございます。

項番2、工期変更の理由についてです。仮設校舎借上げにあたっては、図面作成・建設期間等について、過去の同規模施設の事例から約11か月と見込んでいたところ、建築需要

の増加による資機材の調達や、技術者の確保等の影響により約14か月から15か月の期間が必要であることが判明したためです。

項番3、工期変更についてでございます。当初案では、令和5年9月より計画通知の作成、事前調整、仮設校舎建設を経て、翌年7月に、約11か月で仮設校舎の工事を完了し、8月より第1期工事の本校舎の大規模改修工事を進め、令和7年7月に第2期の本校舎大規模改修に移行する計画予定でございました。

変更後におきましては、令和5年5月より計画通知を作成、事前調整、仮設校舎建設を経て、翌年7月まで約15か月間の期間を確保し、仮設校舎の工事を完了し、翌年8月より第1期の本校舎大規模改修工事の開始、令和8年7月から第2期大規模改修工事の開始としております。

変更後では、大規模改修工事を1年延期した計画となっております。

項番4、補正予算額（案）についてでございます。令和5年第2回区議会定例会の補正予算で可決されました仮設校舎借上4億5,000万円の債務負担行為、令和5年から7年度を廃止するものでございます。

項番5、今後の予定でございます。今週の11月7日の政策会議に諮り、その後、第4回区議会定例会におきまして、補正予算を提出、区民文教で本案について報告をいたします。

こちらについての報告は以上でございます。

続きまして、第45号議案、令和5年、東京都台東区一般会計補正予算（第4回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について、ご説明をいたします。

本案は、来る第4回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められたため、提出するものでございます。

議案の次の内訳書をご覧ください。今回の補正につきましては、繰越明許費の追加、及び債務負担行為の廃止と変更でございます。資料をご覧ください。

歳出の内訳をご説明いたします。まず、繰越明許費でございます。児童保育費、児童館等整備費では、児童保育課が、竜泉こどもクラブを施設整備において、工期が延長したことに伴いまして、（仮称）竜泉二丁目福祉施設地域棟の竣工が令和6年度にずれのため、2億4,692万7,000円の繰越明許費を計上してございます。

次に、債務負担行為でございます。小学校費と次の幼稚園費において、庶務課が令和5年度から7年度にかけて、田原小学校大規模改修で4億1,625万円、田原幼稚園大規模改修で3,375万円の債務負担行為限度額を計上しておりましたが、工期の変更により、それぞれ廃止をいたします。

また、小学校費で庶務課が小学校教科書改訂対応として、令和5年度から6年にかけて、債務負担行為を4,500万円としておりましたが、教師用指導書の高騰により、限度額を5,014万9,000円といたします。

それでは、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会の意見としては、原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○神田委員 田原小学校と幼稚園の、大規模改修が工期変更になるというのは、理由もここに書かれているように、やむを得ないことかと思うのですが、期間が長くなるということは、予算も追加になるということではよろしいでしょうか。

○庶務課長 1年延期とすることですので、やはり物価高騰ですとかの資器材ですとか、人件費等で若干上がるという形は認識しておりますが、1年間ずれるという形なので、大きなあれはないとは思いますが、やはり物価高騰分については上がってしまうのではないかとはいは考えているところです。

○神田委員 この理由を見ていると、なかなか引き受けてもらう業者がないということなのではないでしょうか。

○佐藤教育長 やはり、当然我々も数社と、当然見積を取りながらいろいろ詰めてきたところなんですけれども、今年度に入りまして、令和5年度に入りまして、特に資器材ですね、エレベーターの部分がご用意ができなくなってきたということが発覚いたしまして、エレベーターの設置に関する期間が、やはり1年以上かかるということが判明されまして、なかなかその部分でクリアできなかったため、今回工期の延長という形で決定したところでございます。

○神田委員 大変ですね。

分かりました、ありがとうございます。

○高森委員 4か月工期が長くなるということで、当然予算もこれから組むのでしょうか。でも、施工業者は変わらないということで理解してよろしいでしょうか。

全てがこれからの計画なんではないでしょうか。

○庶務課長 今回、入札不調になりましたので、まだ業者は決定しておりません。なので、もう一度、今後の予定ですけれども、来年度予算にまた改めて、令和6年度予算で要求をいたしまして、令和6年度の早々にまた入札を行いまして、新しい業者で工期が長く取っておりますので、また多少追加のお金も発生するかと思いますけれども、この部分は確保いたしまして、安全な期間を設けて入札していただくと、それで決定していただくという形になっています。

○高森委員 学校側も、いろいろな予定をしていると思うんですね。そういった学校の活動に支障のないようにしていただきたいということと、もう一つ伺いたいのが、この仮校舎の建設予定現場というのはこれからまた考えるのでしょうか。ある程度目立てが立っているのでしょうか。

○庶務課長 仮校舎の現場につきましては、今までどおりの、校庭を使用するという形では変わってございませんで、そこはそのままなんではございますが、どうしても若干仕様等も変更もあるかと思いますけれども、その辺はちょっと工夫をしながら予算要求は考えて

まいりますけれども、場所につきましては、今までどおり校庭を使用するという形では変更はございません。

○高森委員 学校の活動に支障のないようにご配慮いただければと思います。以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第45号議案については、原案どおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

また、協議事項、庶務課のアにつきましても、協議どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第46議案

○佐藤教育長 次に、第46号議案を議題といたします。

放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、第46号議案、東京都台東区、こどもクラブ条例区の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより、退出するものでございます。

恐れ入ります、新旧対照表をご覧ください。ちょうど右列、現行に記載のとおり、浅草橋こどもクラブは、現在台東区浅草橋五丁目1番8号の柳北スポーツプラザ2階・3階で実施しております。これを、左の列に記載の改正案のとおり、来年度から、建設している浅草橋五丁目1番35号の旧柳北小学校に移転することに伴い、実施場所の改正を行うものでございます。

このことにつきましては、令和4年11月、本委員会でご報告させていただきましたが、台東育英小学校・育成幼稚園が、仮校舎として使用している旧柳北小学校から、本校舎に移転後、その空いたスペースに浅草橋こどもクラブを移転して、定員の拡大、待機児童の解消を図るものでございます。

表の下に記載の付則をご覧ください。本条例の施行日は、令和6年4月1日でございます。

恐れ入ります。議案の2ページ目をご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上です。本議案について、よろしくご協議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第46号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第47号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 続いて、第47号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の協議事項、学務課のイについても一括して議題といたします。

それでは、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、まず、協議事項のイ、東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者候補者の選定結果について、ご説明をいたします。資料2をご覧ください。

項番1、対象施設につきましては、記載のとおりでございます。

次に項番2、指定管理者候補者につきましては、現行指定管理者である、特定非営利活動法人子育て台東で、項番3の指定期間は、令和6年4月1日から10年間でございます。

項番4、選定の経過の概要でございます。本年8月に指定申請書を受理し、9月と11月に計2回の審査会を開催いたしました。

項番5、選定手続きでございます。(1) 選定方法、及び2ページ目の(2) 公募によらない選定の理由につきましては、記載のとおりとなっております、5月の教育委員会でご報告した内容でございます。

続きまして(3) 審査手順です。指定管理者非公募選定審査会において、施設見学及び書類審査を実施いたしました。

恐れ入ります。3ページをご覧ください。項番6、選定審査会の構成員は、資料に記載の学識経験者等5名でございます。

次に項番7、選考基準につきましては、3ページから4ページにございますとおり、6つの基本項目と、それぞれの細目で構成されており、こちらを基準に審査を行いました。

恐れ入ります、5ページをご覧ください。項番の8、審査結果(1) 得点でございます。書類審査の合計得点は、600点満点中525点、得点率は87.5%となりました。得点率が指定管理者選定基準に定められた合格基準の70%を越えているため、指定管理者候補者とするものでございます。

(2) 指定管理者候補者の主な提案内容でございます。質の高い教育・保育、子育て支援を引き続き実現していくこと。また、さらなる職員の質の向上に努めていくこと等が提

案されました。

(3) 選定審査会における主な意見でございます。広々と使える園庭など、恵まれた環境を最大限活用し、子供の主体性を育むための教育・保育を大事にしている。園の指導計画が細かく記載されており、新しい職員でも実践できる内容となるよう、工夫されている。今後は、積極的なICT活用に努め、利便性の向上を図る取組を期待する。複合施設として今後もより一層の連携強化を期待する、などのご意見を頂戴しました。

最後に項番9、今後のスケジュールでございます。11月17日の政策会議で報告後、第4回区議会定例会に、指定管理者の指定の議案を送付いたします。区議会で指定管理者の指定の議決を受けました後、協定を締結し、令和6年4月から指定管理業務を開始いたします。

協議事項の説明は以上でございます。

続きまして、第47号議案、保育所及び子ども家庭支援センターの指定管理者の指定についての意見聴取について、ご説明いたします。

なお、本来であれば、選定結果についての協議を事前にお諮りした後に改めて意見聴取という流れになるのですが、選定審査会開催の日程調整の結果、事前にお諮りすることができず、本日、協議事項と併せてお諮りさせていただくことをお詫び申し上げます。

本案は、ただいまご報告いたしました選定結果に基づきまして、指定管理者をする議案を議会に提出するために、教育委員会の意見を聴取するものでございます。

教育委員会の意見案といたしましては、原案に異存ない旨、回答するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○高森委員 今後また10年間継続でということですが、この選定方法の、項番5の選定手続き(1)選定方法の1行目に書いてある、台東区指定管理者制度運用指針3(2)①の規定、これは、内容としては、2期までは継続をすることを、現行の指定管理者で公募によらず選定することができるという決まりでしたでしょうか。

○学務課長 すみません、ちょっと今手元に規定がないんですけども、この3(2)①につきましては、公募によらないことを、こういった場合にはできるということで、主に①施設の管理運営にあたり、利用者との高度な信頼関係の構築が求められ、事業運営の継続性・安定性、またはノウハウの蓄積を特に必要とする場合、こちらに該当するというところで、今回は非公募という形でさせていただいたところでございます。

○高森委員 非公募になる条件は、他にはありましたか。

○学務課長 指定管理者の、こちらの指針によりますと、その他が、区の出資団体による管理運営が必要な場合、あるいは、施設の在り方の見直しや改修等の事情によって、業務の安定性、継続性の観点から引き続き同一の指定管理者による運営が望ましい場合、そういったことが他にも定められております。

○高森委員 そうすると、この指針の3(2)①は、やはりそれまでの実績が評価されてと

いう理解になるわけですね。

○学務課長 こちらの指針の中でも、これまでの内部評価の直近の総合評価が7割未満であった場合はこちらには該当しないというようなことになっていきますので、当然これまでの実績は鑑みた上でのことになっております。

○高森委員 よく分かりました。

○事務局次長 大変申し訳ございません。第47号議案、私、同じデータをご覧になってるのであれば、教育委員会の意見聴取の意見のページが飛んでいませんか。議案のほうですね、47号議案の。入っていないですよ。

大変申し訳ございません。原案に異存ありませんという教育委員会の意見が入りますので、お詫びの上、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○佐藤教育長 教育委員会として、異存はないということでございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

これより採決いたします。第47号議案については、原案どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

また、協議事項、学務課のイにつきましても、協議どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第48号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 ウ

○佐藤教育長 次に、第48号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の協議事項、学務課のウについても、一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それではまず、協議事項のウ、東京都台東区立たいとうこども園の指定管理者候補者の選定結果について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

項番1、対象施設については、記載のとおりでございます。

次に、項番2、指定管理者候補者につきましては、現行指定管理者である、社会福祉法人東京児童協会で、項番3の指定期間は、令和6年4月1日から10年間でございます。

項番4、選定の経過の概要でございます。本年8月に指定申請書を受理し、9月・10月に、計2回の審査会を開催いたしました。

項番5、選定手続きでございます。(1) 選定方法、及び(2) 公募によらない選定の理由につきましては記載の理由のとおりとなっており、5月の教育委員会でご報告した内容

でございます。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。(3) 審査手順です。指定管理者非公募選定審査会において、施設見学、及び書類審査を実施いたしました。

項番6、選定審査会の構成員は、資料に記載の学識経験者等4名でございます。

項番7、選考基準は、2ページから4ページでございますとおり、6つの基本項目と、それぞれの細目で構成されており、こちらを基準に審査を行いました。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。項番8、審査結果(1) 得点でございます。書類審査の合計得点は480点満点中377点、得点率は78.5%となりました。得点率が指定管理者選定基準に定められた合格基準の70%を越えているため、指定管理者候補者とするものでございます。

(2) 指定管理者候補者の主な提案内容でございます。一人ひとりの育ちを大切にし、生活や遊びを通して生きる力、思いやり、夢、学びに向かう力を育むための教育・保育を実施すること、マニュアルを随時改定し、危機管理、安全管理に努めていくことなどが提案されました。

5ページをご覧ください。(3) 選定審査会における主な意見でございます。乳幼児期の特色意を捉えた教育・保育に熱心に取り組んでいるといった意見や、外部研修のさらなる充実等、保育の質の確保に努め、よりよい園運営につなげてほしいなどのご意見をいただきました。

最後に項番9、今後のスケジュールでございます。11月17日の政策会議に報告後、第4回区議会定例会で指定管理者の指定の議決を受けました後、協定を締結し、令和6年4月から指定管理業務を開始いたします。

協議事項の説明は以上でございます。

続きまして、第48号議案、保育所の指定管理者の指定についての意見聴取について、ご説明いたします。本案につきましても、先の案件と同様に、本日協議事項と合わせてお諮りさせていただくこととお詫び申し上げます。

本案は、ただいまご報告いたしました選定結果に基づきまして、指定管理者を指定する議案を議会に提出するために教育委員会の意見を聴取するものでございます。

なお、こちらにつきましても先ほどと同様で大変申し訳ございませんが、教育委員会の意見案といたしましては、資料に不備がございまして、今つけておりませんが、原案に異なる旨、回答いたしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、お願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○神田委員 4ページの得点のところ、若干低めかと思うのが、⑤の職員育成の取組です。これだけを見ると合格基準の7割を下回っているのですが、どのような課題が見受けられたのでしょうか。

○学務課長 こちら、資料のほうの5ページの(3)選定審査会における主な意見でもいただいたところなんです、その中の(3)の下から2つ目のぼちになります。お互いの保育を見合うような研修や外部研修のさらなる充実ということでご意見がありまして、お互いの保育を見合う、保育士同士がお互いの保育を見合う研修、これ、行ってはいるんですけど、その回数をもと増やしたほうがいいのではないかと。

また、外部研修についても、積極的に参加してはいるんですが、決してマスト、必須にはなっておりませんので、そういったその部分をより回数を増やして充実したほうがいいのではないかとといったような意見が出まして、今回、職員の育成の部分が、少し点が低かったと認識しております。

○神田委員 必要である回数よりも低いということなのではないでしょうか。それには何か理由はあるのでしょうか。

○学務課長 実際には、この園、年に2回ほど行ってはいるんですけども、年2回だけではなくて、他に。というのが、何人かの先生は、この審査会、ことぶきこども園も担当しておりますので、ことぶきこども園と、どうしても比較を、本来はするものではないんですけども、ただ、より充実をしてほしいというようなことで意見が出たところではございます。

○高森委員 先ほどのことぶきこども園と、こちらのたいとうこども園の項番8の審査結果の(1)得点の配点が違うようですが、これはどういった基準でそうなるのでしょうか。

○学務課長 こちらが、まずひとつ、大きな違いとしまして、ことぶきこども園のほうは、寿こども家庭支援センターと一括で審査をしております関係で、学識経験者の方をもう1名加えて5名で審査をしております。たいとうこども園のほうについては4名という形なので、まずその部分が異なります。

なので、例えば①の区の求める管理水準の確保というところで見てくださいと、ここ、1人25点になるんですけども、たいとうのほうは25×4人で100点。一方でことぶきの方については25×5人で125点。そういった部分の違いがございまして。

○高森委員 一人一人の委員の持ち点があって、それがこの数字の差が出てくると。よく分かりました。

(3)の委員のご意見の、保育士の確保が難しい中、多くの保育教諭が在籍しているという、数ですよ、これ。数じゃなくて中身なので、やはり中身を充実させないと、人が多くて入れ代わり立ち代わり増やしても意味がないんですね。やはりクラスや子供のことを、4年、5年という長い期間にわたって見守っていただける先生が必要なので、そういった意味では、流動的なのは非常に不安定化につながるかなと思いますので、今後いろいろとご検討いただければと思います。

以上です。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。第48号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。また、協議事項、学務課のウにつきましても、協議どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第49号議案

○佐藤教育長 次に、第49号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第49号議案、台東育英小学校及び育英幼稚園什器の買入れについての意見聴取についてご説明をいたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、提出するものでございます。

恐れ入ります。次ページをご覧ください。初めに、項番1、買入れの目的でございます。台東育英小学校、及び育英幼稚園用の什器の買入れを行うものでございます。

続きまして、項番2、買入れの品目でございます。台東育英小学校及び育英幼稚園の什器一式となります。主なものといたしましては、普通教室・特別教室で児童・職員が使用する机、椅子、工作台など備品類、管理諸室で職員が事務を行うために必要な事務机、椅子、棚等の備品、その他、倉庫や更衣室等で使用する棚、ロッカー等の備品となります。

続きまして、項番3の買入れの方法でございます。制限付一般競争入札でございます。

次に、項番4、買入れの金額でございます。7,178万6,000円でございます。

次に、項番5、買入れの相手方でございます。本年11月6日の入札により、落札業者、株式会社芳明堂で、現在仮契約中でございます。

大変申し訳ございませんでした。本件につきましても、教育委員会からの意見案として、本委員会の意見としては、原案に異存ありませんというデータが抜けてございました。大変失礼いたしました。

議案の説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより、採決いたします。第49号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

1 協議事項

(2) 学務課 エ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

初めに、学務課のエについて、学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、協議事項のエ、区立中学校選択制度の最終選択状況について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。

項番1、令和6年度、新入学者における最終選択状況です

資料の表は、11月10日現在の状況です、左から、学校名、入学可能者数、選択者数、選択者数のうち私立中学校等の受験予定者数とその割合、入学者予測数としております。ここまですが区内在住者の選択状況となります。これに加えて、区域外の区外在住者の就学予測数と、前年度の同時期の区内在住者の選択者数も示しております。

なお、選択者数欄の括弧内はうち数で、各校の通学区域内からの選択者数を示しております。

表中、アンダーラインが引かれている数字は、選択者数が入学可能者数を上回ったものであり、4校が入学可能者数を上回る選択状況となっております。また、前年と比較いたしますと、全体で、新入学の対象者数が64人減少しており、選択者数が最も減少したのは駒形中学校で、99人の減、最も増加したのは桜橋中学校で、40人の増でございます。

なお、米印の1、入学者予測数は、区内在住者の選択結果から、今後の転入・転出予定や、国立・都立・私立中学校の受験予定者の合格者数等を過去の実績を基に差し引いて算出したものになります。

また、区域外就学予測数は、過去3年平均で算出をしております。

次に、項番2の対応（案）です。（1）抽選についてです。選択者数が入学可能者数を越える4校について、抽選の実施をご協議いただきます。学務課で予測した数値では、いずれの学校につきましても、近年の入学状況等から、入学可能者数を下回ることが見込まれますので、抽選を行わず、選択者全員を入学予定者といたしたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。（2）区内転入者の選択についてです。令和6年4月の新入学前までに台東区外から転入をした場合は、転入先の住所地に基づく通学区域校か、受入れ可能な学校から選択できることとしたいと考えております。

なお、新入学後の転入者は、住所地の通学区域校が指定されることとなりますので、選択することはできません。

続きまして（3）区域外就学の受付についてです。いずれの学校につきましても、先ほどの表にお示した入学者予測数と区域外就学予測数を足し合わせても入学可能者数を下回ると予測されるため、入学可能者数に達しないと見込まれる範囲内で先着順に区域外就学を受け付けたいと考えております。

最後に項番3、今後の日程です。11月22日から、現在区域外就学により台東区立の小学校に通っている方について、区域外就学を受け付けたいと考えております。その後、12月1日より、新たに区域外就学を希望する方の受付をいたします。

そして、令和6年1月上旬に中学校の修学通知を発送する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○高森委員 参考までに伺いたいのですが、項番1の最終選択状況の表の一番右端にある昨年の11月9日時点で選択した数が出ているのですが、ちなみに、入学をしたのは実際には各校何人かと教えていただけますか。

○学務課長 こちら、令和5年4月に実際に入学をされた方は780人になっています。

○高森委員 各校別では。

○学務課長 各校別。少々お待ちください。

○高森委員 大丈夫かどうかを知りたいんです。

○学務課長 各校別で申し上げます。御徒町台頭中107名、柏葉中136名、上野中144名、忍岡中62名、浅草中152名、桜橋中58名、駒形121名でございます。

○高森委員 そうすると昨年は、浅草中学校が恐らく入学可能者数を越えていたという、4名ほどオーバーしていますが、この表を見ていただくと、今年の実績の内訳を見たときに、パーレンで入っている部分を見てみると、柏葉中学校と浅草中学校は地域の通学者、通学区域内からの選択者が多い、つまり地元の子供が多いんですよ。それプラス、恐らく選択をしてくる子供たちが振り分けられているんでしょうけれども、かなり通学区域内からの選択者数が多いという、この2校はもう余裕がないわけですよ。

そういった意味では、今年は過去の実績から恐らく抽選を行わないで済むでしょうということですが、この2校に関しては今後少し心配なところがあります。地域で近い学校に通いたい子供たちが通えなくなってしまうといけないと思うんですね。確か条件があって、通学区域内の選択者は優先的に取れるわけですよ、そうすると、実際に抽選をしたときには、残りの枠しか空いていないということですから、非常にこの2校は難しいかなという。特に先ほどの話ですと、浅草中学校は去年は定員をオーバーしているような状況ですから、少し様子を見ないといけないところもあり、今年は去年の実績から予想して、恐らく大丈夫でしょうということでしたが、ちょっとそのあたりは心配かなという気がいたします。

○学務課長 今おっしゃっていただいたとおり、浅草中は昨年抽選を行ったところではございます。それで今高森委員がおっしゃっている、例えば柏葉中、また浅草中であれば、区内に住んでいる今ここの括弧のうち数がそれなりに多いんですけども、実際にはこの中でも中学校を私立に行ってしまう子もある程度いまして、そこら辺も、その実績も加味をした上で、一応今年度は抽選になることは低いだらうということで、今判断をしたとこ

ろでございます。

○高森委員 昨年も恐らくそうだったと思いますが、私学のほうに移るパーセンテージが30%、浅草中学校は40%くらいなので。それでもやはり心配なところがあるので、今後また必要に応じてご対応いただければと思います。よろしく願いいたします。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のエについては、協議どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(3) スポーツ振興課 オ

○佐藤教育長 次に、スポーツ振興課のオについて、スポーツ振興課長、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長 それでは、清島温水プールの休館について、ご説明いたします。資料の5をご覧ください。

項番1、休館施設は清島温水プールとなります。

項番2、休館期間は令和6年8月から、令和7年2月までの7か月です。

項番3、休館理由です。プール内の天井耐震改修のほか、稼働床の床板更新、空調更新、ろ過機更新等の工事を実施するため、長期間の休館になります。

また、合わせて、休館中にトイレの洋式化、更衣室の床改修、センサーシャワーの更新等も実施いたします。

項番4、休館中の対応でございます。まず一般開放は休止となります。団体利用は、幼稚園等の利用に関しましては工事期間外で調整し、一般の団体利用につきましては休止いたします。区委託事業は、初心者水泳教室、ウォーターエクササイズ、ワンポイントレッスンは年2期のうち、1期は工事期間外で実施いたしますが、1期は中止となります。障害者水泳指導者養成講座は工事期間外で実施いたします。ただ、障害者水泳レッスンは、これは毎月実施しておりますが、工事期間中は休止いたします。また、定期券ですが、それぞれ6か月、3か月、1か月のものを販売しており、それぞれ工事期間に係る定期の販売を停止いたします。

恐れ入ります。次のページをご覧ください。項番5、令和6年度の区内プールの開設予定です。表の黒い帯が開設を表しております。一番上の清島温水プールの休館期間は8月から2月となります。一番下の都立浅草高校温水プールですが、令和6年度は、例年開設していない10月・11月を臨時で開館し、区内プールが開設していない時期がないよう、調整を行っているところでございます。

項番6、こちら、令和6年度予算要求額になりますが、3億5,228万6,000円です。

最後に項番7、今後のスケジュールです。11月17日の政策会議を経て、第4回区議会定例

会にて、教育委員会所管の区民文教委員会に報告後、令和6年1月から周知を図ってまいります。

ご説明は以上です。ご協議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 1ページの団体利用で、幼稚園・保育園は実施日を調整とありますが、休館の間ということですか。それとも、他のところに行くということでしょうか。

○スポーツ振興課長 例年、事前に予約調整をさせていただいている中で、工事期間が分かっておりますので、その工事期間を除けた形でのご利用という調整をさせていただきたいと考えております。

○神田委員 そういう調整ですね。承知しました。

○高森委員 項番5の区内プールの開設予定の一番下の都立浅草高校温水プールですが、これは、通常台東区民も使っているプールになるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 こちらは毎年、都立温水プールを借上げいたしまして、区民に開放しているというところがございます。

○高森委員 そうすると今回、10月、11月を臨時で開催ということで、当然予算措置とかも必要になってくるのでしょうか。

○スポーツ振興課長 一応こちら、都のプールをお借りはしているんですけども、運営上やはり委託契約としておりますので、令和6年度に関しまして、予算要求をこれから図っていくというところがございます。

○高森委員 それだけこの項番6の概算要求額に含まれているということで理解、それともこれは工事だけのためのあれでしょうか。

○スポーツ振興課長 すみません、説明が足りなくて申し訳ございません。一応こちらの金額ですけども、清島温水プールの工事に関する金額となっております。

○高森委員 分かりました。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、スポーツ振興課のオについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

初めに、学務課のイについて、学務課長、ご報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和6年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間

保育)の申込状況について、ご報告いたします。資料7をご覧ください。

令和6年度の園児募集は、電子申請を11月1日から6日まで、書面提出による申込みを11月の7と8の2日間、各園、及び学務課において実施しました。

まず項番1、区立幼稚園の申込状況です。(1)入園申込です。3歳児クラスは10園全体で兄弟優先を含め213名募集のところ、118名の申込みがありました。3歳児クラスの応募人数が6名以下の園はありませんでしたので、10園全園を学級編制いたします。4歳児クラスは、3歳児クラスからの持ち上りを除き172名募集のところ4名の申込みがあり、5歳児クラスは、182名募集のところ申込みはございませんでした。

次に、(2)預かり保育申込です。こちらは、預かり保育を拡充実施している5園の定期登録利用枠の申込状況です。1学年につき、7人の登録定員を設けております。3歳児クラスは兄弟優先を含め、33名の申込みがありました。田原幼稚園につきましては、定員を超えたため、11月16日木曜日に抽選を実施いたします。抽選に漏れた方につきましては、補欠登録でお待ちいただきながら、非定期登録利用で預かり保育をご利用いただく、もしくは、他の園への二次申込のご案内をいたします。4歳、5歳児クラスにつきましては、前年度からの登録継続を含めまして、4歳児クラスは21名、5歳児クラスは20名の申込みがありました。なお、定期利用枠以外の預かり保育の登録につきましては、翌年の1月4日発送予定の入園の内定通知と同時に募集を開始する予定にしております。

恐れ入ります。2ページをご覧ください。項番2、区立こども園、(短時間保育)の申込状況です。3園全体で3歳児クラスは66名募集のところ53名の申込みがありました。4歳児クラスは16名募集のところ、1名、5歳児クラスは32名募集のところ、1名の申込みがございました。

各園の申込状況から、ことぶきこども園の3歳児クラスは募集人数を越える応募がありましたので、11月16日木曜日に抽選を実施いたします。抽選に漏れた方につきましては、補欠でお待ちいただきながら、他の認定こども園や区立幼稚園への二次申込をご案内いたします。

最後に項番3、今後のスケジュールです。記載のとおり、例年同様に面接・健康診断、随時募集の再開、入園決定通知の発送を進めてまいります。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 今年度の3歳児クラス、募集人数も増えているのかなと思うのですが、預かり保育は3歳児クラスのほうが随分利用が多くなっていると見ました。こうなると、預かり保育の取組をやったことが効果を上げている、浸透してきているのかなと思うのですが、その辺の状況を少し詳しくお話しいただきたいと思います。また、効果の上があった部分と、課題や要望がありましたら教えていただけたらと思います。

○学務課長 預かり保育につきましては、令和4年度から拡充をしているところなんですけれども、昨年度の3歳児の預かり保育のこの募集時点の定員に対する申込率で申し上げ

ますと、昨年度は、申込率約60%でしたのが、今年度は94%という形で、預かり保育については、やはりニーズが一定程度あるというのは確認ができたかなというところでございます。

ただ、一方で本年度、確かに3歳児の募集、応募人数は、去年の115人に対して118人ということで3名は増えているんですが、やはり依然横ばいというような状況でございます。ですので、こちらにつきましても、やはり全体として、預かり保育は確かに伸びてはいるんですが、やはり幼稚園の全体の部分として何か、我々としてはやっぱり今後の対応を検討していかなければいけないかなと考えているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。

○高森委員 教育委員会、よく頑張っているなと思うのは、預かり保育が、徐々に充実してきたために、もしかしたらこの募集人数も増えているかもしれないですね。昨今、預かり保育のニーズが高まっていますから、そういった意味では、しっかりと保育行政をなさっているということはこの表を見て分かります。これからまた預かり保育をどれだけ拡充していくかを判断する目安にもなるでしょう。そういった意味では、今回は昨年度よりも3名しか増えていないとおっしゃいましたが、逆に言うと、この規模で3名も増えているんですよ。ありがたいことだなと思っています。

一つ気になるのが、先ほど、田原小学校・幼稚園の大規模改修の話が出ましたね。1年繰り延べられたということで、令和7年8月から令和9年の3月まで、約2年間、2期にわたって工事が入るということは、まずはこの田原幼稚園の3歳児を希望した保護者は知らないと思うんですよ。第4回の区議会に諮られていませんから、その後、どういう反応が出るかということとはちょっと、心配なところはありますが、そのあたりを静観していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○学務課長 高森委員のおっしゃるとおり、この田原幼稚園については、議会報告、庶務課のほうで行った上できちんと保護者の方にご説明はしていきたいと思います。また、これは例年の傾向なんですけれども、どうしてもこの募集の時点では保育園と併願をされているような保護者の方もいらっしゃいますので、

しっかり我々としては、やはり4月にどういった定員数になっているかという、そこもきちんと把握をした上で、どうやれば集団教育が、きちんと質の確保が取れていくか、そういったことも今後検討していきたいと考えております。

○高森委員 お願いいたします。

○神田委員 一方、こども園のほうなのですが、石浜橋場がなかなか人数が増えないということに対して、教育委員会としてどのような認識をもち課題と考えていらっしゃるのかをお伺いしたいです。

○学務課長 こちら、石浜橋場の短時間保育が伸び悩んでいる状況としましては、令和2年度の一つ大きな保育園ができたというのもあるんですけれども、ちょうどそこを境に、こうした1桁台が出るような形にはなっているところでございます。ただ、こちらにつき

ましても引き続き幼稚園で、今、区立幼稚園のほうで、今年度の9月からインスタグラムを立ち上げて、保護者に向けた、そういったSNSも活用して周知をしているところがございます。そういった取組に石浜橋場も一緒になって今取り組んでいるところですので、そういったところで、より改善を図っていきたいと考えてございます。

○神田委員 石浜橋場は、今後何か考えていかなければならないようなことはあるのでしょうか。

○学務課長 見せ方の部分もそうですけど、多分一つ大きいのが、預かり保育の預かり時間というのが、石浜橋場については、平日は2時から5時までで、土日と長期休業中は実施をしていないというような状況もございます。一方でことぶきとたいとうについては、平日についても6時までと、長期休業中も行っているというような実態がございます。こちらがちょっと、今後石浜橋場も同時にそれを合わせてできるかというのは、ちょっと今すぐには回答はできないんですけども、どういったほかのサービス充実策があるかというのは、引き続き考えてはいきたいとは思っています。

○神田委員 ありがとうございます。

長時間保育をしてほしいという親のニーズが高まっているというふうに考えていくということになると、職員の数を増やすなどということになるのですか。

○学務課長 預かり保育を例えば6時まで、実際に拡充している園のやり方なんですけれども、職員で対応しているのではなくて、今拡充している園は、派遣の保育士で対応をしているような形になりますので、そこは様々だと思います。派遣で対応する場合もあれば、当然今後教員で対応するというパターンも。様々な案を検討はしていきたいと思えます。

○神田委員 そうしますと、今すぐ時間を延ばすといった考えではないということですか。

○学務課長 今すぐに具体的な対策としては、我々のほうでは、まだ持ち合わせていませんが、そこについては、引き続き、改善策というのは、今後も検討してまいります。

○神田委員 分かりました。ありがとうございます。

○高森委員 今言ったこども園のほうですけども、これは短時間の申込状況ですから、ここだけ見て全体はちょっと言えないところがあって、当然、石浜橋場は長時間もありますので、そのあたりはどのくらいのニーズがあるかも調べていただきたいですけども。預かり保育の部分では、幼稚園の先生方が直接、間接的には何かしらの接触があるかもしれませんが、基本的には関わらないというところでは、ことぶきとかたいとうこども園とはちょっと違うのかなということ、利用者のほうも何となく分かっていることがあるのかなという気がいたします。

ことぶき、たいとうについては、基本的に担任が、その短時間以外のところを見るんでしょうか。それとも、また別の外部業者が入ってくるんでしょうか。

○学務課長 基本的には、ことぶき・たいとうにつきましても、あと、石浜橋場の、今やっている5時までにつきましても、こちらは教員で見えています。

○高森委員 ちなみに、長時間のほうは昨年の結果ではどのような感じでしたか。

○児童保育課長 令和5年4月の石浜橋場こども園の入所調整の結果でございますが、定員73名中、入所者数70名、入所率95.9%。3歳から5歳につきましては100ですね。以上でございます。

○高森委員 ついでに他の2園は。

○児童保育課長 他の2園は大変人気なので、どちらも100でございます。

○高森委員 分かりました。でも、石浜橋場こども園、頑張っていると思いますよ。この数字だけ見るとちょっと分からないところはありますけれども。よく分かりました。

先ほど、この石浜橋場こども園、募集人数20名中7名の応募ですけれども、上の区立幼稚園のほうを見ても、やっぱり一桁の幼稚園が何園かありますよね。そういった意味では、まあ、恐らく平均的な人数なのかなという気はちょっといたします。長時間のほうが充実しているので、たしか石浜橋場は短時間と長時間の交流するような活動もあるという意味では非常に魅力的な園だと思いますから、まずそのあたりをPRしていただいて、短時間のほうにも多くの方に来ていただけるようにご案内ください。

○佐藤教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 ウエ

○佐藤教育長 次に、指導課のウ、及びエについて、指導課長、報告をお願いいたします。

○指導課長 それでは報告事項ウとエについて、それぞれご報告をいたします。

まず、令和4年度、不登校児童・生徒について、ご報告いたします。資料8をご覧ください。

項番1が集計結果、項番2・3はその推移を表したグラフとなっております。令和4年度の不登校児童・生徒数は、小学校では80名で、前年度より10名増加しており、出現率は1.12%。中学校は130名で、前年度より30名増加しており、出現率は5.93%となっております。

項番4、考察についてでございます。不登校児童・生徒の出現率は国や都より低いものの、全国的な傾向と同様に、本区においても実数と出現率は増加しております。その背景として、コロナ禍の長期化により、生活環境の変化や学校生活の様々な制限による交友関係の気付きにくさなど、様々な要因が複合的に影響しているものと考えられます。不登校児童・生徒の支援に関する各校の対応といたしましては、短期間に理由が不明瞭な欠席や遅刻が続いた場合に、スクールカウンセラー等と連携して家庭と早急に連絡を取ったり、当該児童生徒の状況を全教職員と共有し、対応方針を検討して統一した支援を行ったりしております。また、不登校状態が長期化している場合も、1人1台端末による授業への参加や、放課後に登校しての担任等との面談、あしたば学級やフリースクール等との連携等、支援のニーズを的確に把握し、それに基づく支援を行うことができるよう、組織的・計画

手に対応を行っております。

なお、本案件については、次のページの参考にありますとおり、令和4年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生活指導上の諸課題に関する調査を基にしております。

今後も教職員による居場所づくりと、児童、生徒自身による絆づくりを意識した教育活動の充実を図り、不登校が生じにくい、魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童・生徒が自分で決めた目標に向かえるよう、1人1台端末を活用した取組、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、公的機関・民間施設での学習の推奨等、個に応じたきめ細かな支援を行うよう努めてまいります。

続いて、報告事項エ、令和4年度、いじめの認知件数についてご報告いたします。資料9をご覧ください。

項番1、いじめの認知件数及びその内訳の集計結果でございます。いじめの未解消件数は、小学校で7件、中学校で12件ございます。これは、いじめの解消はいじめがなくなっ
てから3か月を経過しないと解消とならないため、解消していると思われるが、念のため見守りをしているという数も含まれております。未解消については、当然のことですが、学校は継続的な指導をしております。令和4年度の未解消、小学校71件、中学校12件につきましては、令和5年6月の調査では全て解消を確認しております。

項番2、いじめの認知件数の推移を表したグラフとなっております。令和4年度はいじめの認知件数は、小学校では357件、中学校では87件となっており、前年度と比較しますと、小学校では78件、中学校では65件の減少となっております。

項番3、考察でございます。令和3年度と比較して令和4年度の認知件数が減少した要因としては、令和3年4月に改定された台東区いじめ防止対策推進基本方針に関する学校現場の理解が進み、学校いじめ対策委員会において、いじめの定義を踏まえていじめであるかどうかを判断するという認知の手続きが浸透したことが考えられます。

いじめの対応にあたっては、学校いじめ対策委員会を核として、関係機関と連携しながら、組織的に行うことが重要であり、各校がその体制を構築できるよう、指導課としても助言等を行っております。

今後はいじめの未然防止に向けた取組を充実させるとともに、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等の推進を図ってまいります。また、いじめを認知していない学校にあたっては、改めてどのような行為がいじめに該当するのか等について、教職員、保護者、地域の共通理解を図り、いじめを見逃すことがないように、指導を継続してまいります。

次のページをご覧ください。本案件については、参考にしてありますとおり、令和4年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしております。

いじめと認知されるものについては、指導課への連絡を義務づけており、学校と共通理解を図っております。指導課といたしましては、今後はいじめの認知件数が多い学校に問

題があるという捉え方をせず、いじめほどの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかすといじめではないかという視点で児童・生徒を見守ることの大切さを各学校に指導してまいります。

報告は以上です。

○佐藤教育長 それでは、ご質問がありましたら、どうぞ。

○神田委員 両方でいいですか。

○佐藤教育長 両方でいいですよ。

○神田委員 いじめのほうですけど。令和3年度と4年度の未解消件数の調査が行われたのは同じ時期なのでしょうか。

○指導課長 同じでございます。

○神田委員 そうすると、令和3年度は未解消は少なくて、4年度は多いのですよね。この差というのはどういうことなのでしょうか。

○指導課長 この認知件数については、年度でひとつりセットになりますので、その4月から数が増えていくということでもあります。

○佐藤教育長 聞いていること、違うよ。神田委員が聞いていることと違うと思います。

○高森委員 その理由、私は分かっているんですよ。

○神田委員 分かっているのですか。

○高森委員 何となくそうじゃないかなと分かっています。

○神田委員 もうちょっと付け加えます。

この同じ時期でこんなに差があるのが不思議に思いました。先ほど、令和5年6月にはほとんどが解消しているという話だとしたら、解消するまでには、とても時間がかかる案件が多かったのかと思ったのですが、どうなのですか。

○指導課長 実際に、その認知の解消というのは、3か月、90日以上を経過しないと解消とならないので。

○神田委員 一番最初の調査は5月ですか。

○指導課長 一番最初の調査、いじめのアンケートが6月に行われます。

○神田委員 6月ですか。それで11月のあれですよ。でも、同じ時期に同じようにやっているんだったら、なんで71もいるのかなってすごく不思議だなと思ったんです。

○指導課長 認知をした時期が異なるので。

○神田委員 認知をした時期が異なるのですか。

○指導課長 それぞれのいじめの認知について、一つ一つ異なりますので、数が違ってきますし、解消の時期というのもずれてくると。

○神田委員 そうすると、後半が多かったということですか。

○指導課長 そうですね。はい。

○神田委員 そうということですね。分かりました。

随分数字が違うのでどうしてかなって、大体年で平均しちゃうと同じかなと思ったので。

じゃあ、突出して後半が多かったみたいに考えればいいんですか。

○指導課長 そうですね。そういった年度もあります。

○高森委員 この集計の仕方自体に、私は非常に問題があると思っています。というのは、輪切りしているだけですよね。ある一定の時期で。小学校・中学校ともに在籍している子供たちは卒業します。つまり、卒業した人数はごっそり抜けるわけですよ。例えば小学校6年生で、例えば令和3年度に、いじめも不登校でも同じですけども、例えば不登校のほうを見ていただくと、令和3年度、70人の不登校がいたんですけど、そのうち60人が6年生だったらどうなりますか。

○神田委員 卒業しちゃうのですね。

○高森委員 60人も卒業して、翌年度80人もいたということであれば問題ですよ、逆に言う。でも、これが、その表だけだと分からない。いじめの方も分からないです。

○神田委員 じゃあ、解消したわけじゃないのですか。

○高森委員 そうなんです。だから学年ごとに、何年生何人、何年生何人ってやっていけば、それが段階を追ってどのように変遷しているかが分かるんですけど、これ、輪切りにしちゃっているから、数字だけ見てどうこう言えないんですよ。それが一つ大きな問題だと思います。中学校もそうです、卒業してしまうので。

○神田委員 よく分かりました。

○指導課長 委員のおっしゃるとおり、そういったところもあります。

ですが、卒業生については、全員の確認というのを、追えるところはしっかりと追跡をしてどうなっているかという確認はしております。

○神田委員 そうすると、卒業したのは解消じゃないわけですよ、もしかしたら続いている可能性があるということで、その辺りをしっかり見てほしいです。

○指導課長 実際にそういった、例えば私立のほうに進学した場合、実際にそういった関わり、児童の状況というのを小学校と中学校は申し送りをしたりしますので、そういったことについては、しっかりと見守りをしていただけるような形をつないでいくということは、今も、現時点ではしております。今後も引き続きそういった不安がつかないようということではやっていきたいと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

もう一ついいですか。この不登校で、ICTを活用して参加させるというお話もありましたけれど、どの程度学校で実施して、実績を上げているのでしょうか。

それから、不登校に関してですけど、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の力を借りてうまくいった例などがありましたら教えてください。

○指導課長 実際にオンラインの個別対応については、実際に小学校・中学校ともに、個別にオンラインをつないで授業を受けるという取組を複数校で行っております。

また、実際の出席として扱っているというのは、小学校で8校の18名、そして中学校は1校で9名の児童・生徒を出席扱いとしております。

実際にICT等について、それだけでは十分なところはないということがありますので、そこについては、今までどおりプリントを配布するなどの対応も行いながら、丁寧に行っております。

○佐藤教育長 あと、スクールカウンセラーの話。

○指導課長 スクールカウンセラーについては……。

○佐藤教育長 うまくいった事例があればご披露ください。

○指導課長 実際、スクールカウンセラーについては、それぞれ状況としてこれがうまくいったという事例というのは聞いていないんですけれども、実際にその都のカウンセラー等を学校から子供のいる家のほうに訪問させて聞き取りを行わせるということもできますので、そういったことをやりながら丁寧な関わりを今後もやっていくように学校のほうには伝えていきたいと思います。

○神田委員 今、オンライン授業を受けて、出席にカウントしている学校数を教えていただきましたけれども、これは全校でできないものなんでしょうか。機器の問題とかそういったことなどが影響しているのかということと、もう一つは、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが、それぞれの学校に複数いてかなり効果を上げているのかもしれない。不登校の中には、親に問題があることが多いので、スクールソーシャルワーカーの働きに力を入れていくということは必要かと思うのですが、実際にどのように行っているのでしょうか。

○指導課長 今委員がおっしゃった、実際、家庭による状況というのはありますので、例えば本当にひとり親の家庭ですと、どうしても保護者の養育困難ということもあって、夜遅くまで働いて、その上で登校ができないという状況が起こっていたりします。そういったところについては、子ども家庭支援センターですとか、そういったところとの連携、SSW等も含めて、各家庭とつながっていく中で対応していく必要があるというふうに思っております。

○佐藤教育長 違うよ、一番初めに聞いたのは、まずは1人1台端末は各校でできていないのかということが一番初めに聞いたの、神田委員は。それをまず答えてよ。

○教育改革担当課長 それは私から。基本的に、オンライン授業をコロナ禍でやっているの、各学校はその技量があるはず。なので、実際に例えば、実際にある学校の例で、教室に入れられないけど、学校に来ることができるという子に関しては、別室からオンラインですね。要はGIGA端末を使って、実際に交流している学校はあります。

基本的にあれは2年度、3年度、4年度、それぞれ、要はコロナで学級閉鎖になったときに、オンラインの授業のノウハウというのはこちらからも伝えておりますし、各学校実践しているはずなので、実際にそういうことが起こった場合には、各学校はできるノウハウがあるので、もしできないといった場合には、指導課なり、改革担当なりに連絡していただいてそれができるように支援をすることはできますので、実際にできない学校はないというふうに考えています。

なので、実質の数と言われてしまうと改革のほうも把握はしていないので。ただ、実際に何校かやっているという話は聞いていますので、そういった対応で今取り組んでいるところです。

○神田委員 自宅でオンラインをやったことで、出席にはなるのでしょうか。

○指導課長 実際にその校長がそれを認めれば、出席になります。

○神田委員 もし可となるのであればやったほうがいいと思うのですが、校長の方針で登校したと考えていないということなのですか。

○指導課長 実際に、令和4年の4月に出席に関するガイドラインというのは改定を行って、児童・生徒が社会的自立を目指して、学習というのがある場合には校長が認めると判断した場合について出席扱いにしています。今後も引き続きそういう子を学校へ、登校だけではなくて、その先の進学ということも考えた上でそれをどう捉えていくかというのをぜひ大事にしながら関わっていくようにしていきたいと思います。

○神田委員 お願いします。教育委員会としての方針でもきちんとお伝えして、オンラインでもいいのか、それともそこをステップとして、最終的には学校に来られるようにするのかなど、考え方を示していただけたら、きっと保護者も安心なのかなと思います。

○佐藤教育長 スクールソーシャルワーカーの活用は、そっちで答えたほうがいいんじゃないか。

○教育支援館長 スクールソーシャルワーカーは、不登校の児童・生徒、保護者に実際に訪問する案件を幾つか抱えています。ただ、実際に学校復帰までなったというのは少なく、あしたば学級につなぐとか、他のフリースクール等を含めて紹介しています。それで、実際にあしたば学級に来たお子さんは存在します。

○神田委員 そうですか、ありがとうございます。あしたば学級でもいいから、とにかく家を出る。出て人と関わるということを大事に、これからもぜひ取組をお願いします。

親としても子供の将来を考えると切実な問題なので、少しでも前に進めるようにご指導をお願いしたいと思います。

○高森委員 2点ほど。先ほど指摘した経年変化の追跡調査はひとまず置いて、この輪切りの状態でデータを見たときに、2つ質問があって、一つは、不登校の認知件数が小学校は4名だったのが、中学校になると、平均、1校あたり中学校だと18名ほどになるんですね、いじめのほうは、1校あたり小学校は20名いたところが、中学校になると7校で10名ほどになっている。これは何か理由があるのかなど。小学校のときは不登校は少ないけど、中学校になると増えてしまっている。一方いじめは認知件数が逆に減っている。これはどういうふうに分けられているのかなということが一つ。

それから例えば不登校の部分で、国や都の平均出現率、これは上がっているんですね。でも緩やかな上がり方なんですよ、台東区の場合は、令和2年度から令和3年度、減ったんですが、この令和4年度になって、国や都の出現率よりもポイント的には急に上がっているんですね。これは一体、何が原因なのか。不登校に関してはコロナ明けというのも原因

なのか。一方いじめは逆なんですけれどもね。それはどのように分析されているでしょうか。

○指導課長 実際にいじめ、不登校について、校種別というところでは分析というのが深くはできていませんけれども、実際にその数については、今後もしっかりと、こういったところにつながっていったのかというのは見ていきたいと思います。

あと、出現率ですけれども、こちらも、全国的にも本当に今回の問題行動調査を見たときに、すごく高くなっています。それに比べて台東区の状況というのが出現率のパーセントは高いというふうに見えているところもあります。スクールカウンセラーの手厚い対応について、丁寧な関わりを大事にしながら、今後もこれ以上数字が広がっていかないようにやっていきたいと思います。また、それぞれの子供たちの求めているもの、目標とするものを不登校についてはしっかりと各教員が理解して、その子にあった目標を達成できるように関わっていくというのも大事なことでと思いますので、そういったことをやっていきたいと思います。

○高森委員 先ほど指摘した経年の変化というところでもお願いしたいことがあって、小学校6年生が区立の中学校に進学したときに、いじめや不登校が、それぞれどのように変容しているか、解消されたのか、さらに悪化しているのか、そういったところもぜひ追跡調査をしていただきたいと思います。

学校種が変わってしまうと、そこでデータとしては途切れてしまいますから、一人一人の個人を追跡してほしいということですね。ぜひそのあたりもお願いいたします。

○指導課長 委員おっしゃるとおり、本当に丁寧に見ていきながら、子供たちがいきいきと学校生活を送れるようにしていきたいというふうに思います。

○高森委員 お願いいたします。

○佐藤教育長 その他、ウとエについて、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のウ、及びエについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は、以上でございます。

全体を通して、その他、何かございますでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時38分 閉会